

伊賀市空き家家財等処分事業補助金の流れ

〒518-8501 伊賀市四十九町3184

伊賀市役所 空き家対策課

☎0595-22-9676

R8.4

伊賀市空き家バンク登録情報を公開している空き家（または公開を誓約する空き家）、宅地建物取引業者と媒介契約を結んだ空き家（または媒介契約を結ぶことを誓約する空き家）、解体工事を行う予定の空き家を対象に、家財道具の処分等に対する補助を予算の範囲内で行います。

伊賀市	補助金申請者	業者に依頼する場合のみ	流れ
	事前の相談 	業者による収集の場合は 伊賀市内の業者に限定 ※1	①相談又は訪問 電話又は窓口相談 ※相談後に様式を送付
補助金申請書 (様式第1号) 写真 完納証明書 申請	□補助対象経費の概算金額がわかるもの※2 □着工前の写真 □税の完納証明書 □誓約書※3 □媒介契約書の写し※4	□見積書 依頼 見積書	②補助金申請書提出 申請に必要な書類を準備します。
提出書類を審査します。不備がある場合は差戻します。 審査と決定まで 1か月程度掛ります。 交付	補助金 交付決定 通知書 (様式第2号)	契約 工事請負 契約書 契約	③交付決定通知後家財等処分着手可 家財等処分着手や工事請負契約書の 締結（必要な場合は補助金交付決定日以降に行う必要があります）。
補助金 変更（中止） 申請書 (様式第3号) 申請 交付	□金額変更（見積書等） □工期変更（工程表等） ※事前に市へ相談 変更（中止）承認通知書 (様式第4号)	金額・工期変更!!	④申請内容の変更 家財等処分着手後、金額や工程に変更が生じた場合変更申請が必要です。
実績報告書 (様式第5号) 申請	□領収書（写） □完了写真 □産業廃棄物管理票（写）※5 □特定家庭用機器廃棄物管理票（写）※6 □解体工事の契約書（写）※7	処分代金支払い □領収書発行 □完了写真撮影	⑤処分完了後実績報告 家財等の処分完了後、速やかに実績報告書を提出します。 必要に応じて添付する書類の準備を収集業者へ依頼
提出書類を審査します。交付 必要に応じて 現地調査を行います。支払	交付額確定通知書 (伊賀市補助金等交付規則様式第10号)		⑥支払い 交付額確定通知書を交付後 およそ1月以内に支払 われます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている市内に事業所等を有する一般廃棄物処理業者、又は廃掃法第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可を受けている市内に事業所等を有する産業廃棄物処理業者による収集に限ります。

※2 市の清掃施設に直接持込処分する場合、又はエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など（特定家庭用機器再商品化法に指定された家電製品）の引き取りを行う場合は必要となります。

※3 補助金の交付を受けた後伊賀市空き家バンク制度に関する要綱に基づくバンク登録情報の公開を誓約する者。又はすでにバンク登録情報の公開をしており、成約後物件の引き渡しまでに家財等を処分することを誓約する場合、又は補助金の交付を受けた後宅地建物取引業者と媒介契約を結ぶ場合、又は補助金の交付を受けた後空き家の解体工事を行う場合は必要となります。

※4 すでに宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいる場合は必要となります。

※5 ※1に該当する業者による収集により家財処分を行った場合は必要となります。

※6 エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など（特定家庭用機器再商品化法に指定された家電製品）の引き取りを行った場合は必要となります。

※7 補助金の交付を受けた後空き家の解体工事を行う場合は必要となります。（契約日は補助金の交付決定日以降のもので解体の工期がわかるもの）